

ラムサール条約の概要

ラムサール条約採択経緯

正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

(Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat)

1971年にイラン、ラムサールで同国政府主催で開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択された。この条約は開催地にちなみ一般に「ラムサール条約」と呼ばれる。同条約は第10条の規定により、7ヶ国が締約国になってから4ヶ月後の1975年12月21日に発効した。

ラムサール条約の内容

この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、各締約国がその領域内にある湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。2008年1月31日現在、締約国157ヶ国、条約湿地数1,708ヶ所、その合計面積は約153百万haに及ぶ。

<締約国がとるべき措置>

- ① 各湿地の管理計画の作成、実施（保全と賢明な利用の推進）
- ② 各条約湿地のモニタリング、定期的な報告
- ③ 湿地の保全に関する自然保護区の設定
- ④ 湿地の保安全管理に関する普及啓発、調査の実施

我が国の加入

我が国は、1980年6月17日に本条約寄託先のUNESCOに加入書を寄託し、条約第10条の規定に基づき、その4ヶ月後の同年10月17日に締約国となった。その際、我が国は釧路湿原をラムサール条約湿地として指定し、条約事務局に登録した。我が国の湿地登録数は2008年1月現在、33か所で、面積合計は 130,293 haとなっている。

過去の締約国会議

締約国は3年ごとに締約国会議を開催し、条約の実施等について協議する。これまでに開催された締約国会議の概要は以下のとおり。

第1回	1980年	イタリア・カリアリ	11月24日	～	11月29日
第2回	1984年	オランダ・フローニンゲン	5月7日	～	12日
第3回	1987年	カナダ・レジャイナ	5月28日	～	6月3日
第4回	1990年	スイス・モントレー	6月27日	～	7月4日
第5回	1993年	日本・釧路	6月9日	～	16日
第6回	1996年	オーストラリア・ブリズベン	3月18日	～	27日
第7回	1999年	コスタリカ・サンホセ	5月10日	～	18日
第8回	2002年	スペイン・ヴァレンシア	11月18日	～	26日
第9回	2005年	ウガンダ・カンパラ	11月8日	～	15日

(第10回締約国会議は2008年10月28日～11月4日に韓国・昌原(チャンウォン)市で開催予定。)